

## 小布施町職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の要旨

#### 1. 住民監査請求の目的

地方自治法第242条第1項により、平成23年4月1日付けで小布施町（以下「甲」という。）と株式会社ア・ラ・小布施（以下「乙」という。）が締結した、おぶせガイドセンター（以下「ガイドセンター」という。）の管理運営に関する基本協定書の取り消しと、甲が支出したガイドセンター改修工事費の一部又は全額の返還を乙に求めるもの。

#### 2. 請求人 1名

#### 3. 請求の趣旨

- (1) 本件は、平成18年4月から5年間、甲と乙で締結したガイドセンターの管理運営に関する基本協定に基づいて、甲が発注し支出したガイドセンターの改修工事に対し、乙が負担すべき部分があるので、乙が工事費の一部又は全額を甲に返還することを求めるものである。（請求書1-1）
- (2) 町有であるガイドセンターの建物登記がされておらず、そこに公金を費やしたこと自体にも疑義が生じ、正常なる状態への回復を望む。（請求書1-2）
- (3) 平成18年からの指定管理期間が平成23年4月から更に5年間更新されたが、小布施町指定管理者選定委員会の委員選定が不明瞭であり、指定管理者選定に、公平性、透明性を有しないので協定の無効を求める。（請求書1-3、1-4、1-7）
- (4) 甲は、ガイドセンターを無償で使用させているが、乙の経営状況からも見直されるべきである。（請求書1-5、1-6）

#### 4. 監査委員の除斥

本件を監査するにあり、2名の監査委員について地方自治法第199条の2に該当するか確認した結果、畔上監査委員が該当するため除斥した。

### 第2 監査の実施状況

#### (1) 請求書類の要件審査と受理通知書の発送手続き

実施日時 平成24年1月12日（木）13:30~15:00

実施場所 役場3階 議会控室

要件審査

- 1 請求人の資格要件
- 2 誰にいかなる行為を求めているか、主題の検証
- 3 求めている行為は財務会計上の案件か
- 4 請求期間は遵守されているか
- 5 証拠書類は揃っているか
- 6 様式、形式に不備はないか

以上の各項目について審査の結果、各要件は満たされており、申請人に対し平成 24 年 1 月 11 日付けで受理する旨の受理通知書と請求人の陳述日の設定及び出席依頼文の発送手続きを行った。

(平成 24 年 1 月 6 日付けで一度請求書が提出され 1 月 10 日に要件審査を行ったが、書類が不備のため差し替え、今回の提出となった。)

#### (2) ガイドセンター改修工事施工箇所の確認

実施日時 平成 24 年 1 月 27 日 (金) 10:00~11:30

実施場所 ガイドセンター

担当職員及び設計業者から工事内容の説明を受け、改修工事施工箇所を確認した。

#### (3) 請求人の意見陳述の実施

実施日時 平成 24 年 2 月 3 日 (金) 13:30~14:15

実施場所 役場 3 階 議会控室

出席者 請求人 1 名

監査委員として本件監査に係る監査の基本姿勢を述べ、請求文について資料に基づき説明と意見陳述を求めた。

請求人の陳述内容は請求書のとおりであるが、新たに、ガイドセンターの指定管理に関する議決に際して、除斥に該当する議員が議場に出席していたため、この議決は違法であると陳述した。

#### (4) 町当局「行政経営部門」及び「地域創生部門」の調査の実施

実施日時 平成 24 年 2 月 9 日 (木) 13:10~15:00

実施場所 役場 3 階 議会控室

2 月 3 日 (金) に請求人の陳述があったこと及びその概要を説明し、担当職員としての請求に対する考えについて陳述の聴取を行った。

要約すると、

- ① ガイドセンターの改修工事については、「おぶせガイドセンターの管理運営に関する基本協定書」第 5 条 別表で維持管理費用の負担区分が定められ

ている。本件については、平成 22 年 11 月下旬に乙から甲に施設修繕の相談があり、11 月 26 日に現地で甲乙協議をしている。施設は甲の所有であり、甲が負担すべき部分の改修工事を行った。

また、請求人が陳述書で指摘している換気扇の移動は、隣接者からの強い要望であったため実施したものである。

- ② ガイドセンターの建物登記が未登記であることは事実であるが、不動産登記法で地方公共団体が所有する不動産について、表示登記の申請義務を課していないので違法ではない。

抹消登記については所有者に抹消手続きの義務があるため、前の所有者と話し合いを持ちたい。

- ③ 指定管理の手続きについては、小布施町の公の施設における指定管理者の手続き等に関する条例及び小布施町指定管理者選定委員会設置要綱により実施している。学識経験者 2 名を選んだ理由は、産業関係者と福祉関係者という立場でお願いした。

更新にあたり公募しなかった理由については、選定委員会で過去 5 年間の評価を行った結果、小布施町の公の施設における指定管理者の手続き等に関する条例第 2 条 ただし書きに該当すると認められたためである。

- ④ 施設を管理するための経費は、甲が乙に対し委託料として支出することが想定されるが、ガイドセンターについてはおぶせガイドセンターの管理運営に関する年度協定書第 4 条により、委託料は施設を利用して自主事業等の収入により乙が賄うとしており、甲から委託料の支出はない。甲が乙に対して施設を無償使用させていることに問題はない。

以上、監査請求に係る事実証明書、意見陳述聴取の内容と提示及び提出資料、地方自治法、条例、規則及び要綱、判例や実例を参考に監査を実施した。

今回の住民監査請求の趣旨は、ガイドセンターの指定管理者の選定に関する事、ガイドセンターの施設改修工事に関する事、ガイドセンターの建物登記に関する事及びガイドセンターの無償使用に関する事であり、以下に監査結果を述べることにする。

### 第 3 監査結果

#### 1. 請求に対する結論

監査の結果、ガイドセンターの施設改修工事に関する事、ガイドセンターの建物登記に関する事及びガイドセンターの無償使用に関する事は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その

他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」に該当するものとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、本件小布施町職員措置請求はこれを却下及び棄却する。

## 2. 理由

以下、判断理由について述べる。

### (1) 指定管理者選定に関する事

指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用して多様化する住民ニーズに対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できるようにすることを目的とする制度である（地方自治法第 244 条の 2）。そして、指定管理者には、公の施設の本来の目的を達成できるようにするため、当該公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており（地方自治法第 244 条第 2 項括弧書及び第 244 条の 4 第 3 項は、指定管理者が指定された場合には、当該施設管理者が当該公の施設の使用許可等の処分権限を有することを前提としている。）、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし附属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものである。

したがって、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成させるために行う行政管理行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらず、住民監査請求の対象となる行為ではないため却下する。

### (2) ガイドセンター改修工事に関する事

ガイドセンターの設置目的は上記の地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、おぶせガイドセンターの設置及び管理に関する条例第 2 条で「小布施町の観光案内、視察研修の受入れ、農産物等特産品の展示及びあっせんなどを通じ、町の産業振興を図ること。」と定め、同条例第 3 条で管理は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるものとしている。

改修工事にあたって請求人は、1 月 11 日提出の請求書で㈱ア・ラ・小布施が負担すべき部分があると指摘し、2 月 3 日提出の陳述書で、「一般的には、㈱ア・ラ・小布施が店子、町が大家とされ、多くの賃貸者契約の場合は、構造や外周りは大家負担、内部は店子負担とされる習慣が多いが、㈱ア・ラ・小布施は、自主事業運営の改修工事費まで、町の税金で負担させているとし

か、思えない。」としている。

上記 第2 監査の実施状況 に記載したとおり、監査委員において現地確認及び関係職員の調査を行った結果、内部工事は建物の不備による雨漏りが原因であり、乙が負担すべき箇所は認められないと判断し、請求人が指摘したその他の項目についても乙が負担すべき箇所は認められないと判断した。

また、請求人は特に陳述書で、換気扇の移動については乙が負担するべきではないかとしているが、隣接者からの要望であり、また、建物に付随するものであるので、甲が負担すべきものであると認めた。

### (3) ガイドセンターの建物登記に関すること

請求人が指摘しているガイドセンターの建物登記がされていない事実と、前所有者の建物滅失登記がされていない事実を確認した。

請求書に記載されているとおり、不動産登記法第 47 条等で不動産の表示登記については所有者等に登記申請を義務付けているが、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除する従前の取扱いを継続することとしている。(同法附則第 9 条、不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第 5 条第 1 項)

よって、甲が所有するガイドセンターについて建物登記がなされていなくても違法ではなく、住民監査請求には理由がないと認める。

また、前所有者の建物滅失登記がされていない事実については、不動産登記法第 57 条で登記名義人が当該建物の滅失の登記申請をしなければならないと定めており、住民監査請求の対象となる町職員の行為ではないため却下する。

### (4) ガイドセンターの無償使用に関すること

請求人が町有資産無料使用は見直されるべきであると指摘している点について、現在甲は乙から使用料を徴収していない。

本来、地方公共団体が指定管理をするにあたっては、施設管理上の経費が発生するため、指定管理者に委託料という名目で管理経費を支出している事例が多い。本件については甲乙協議をする中で、おぶせガイドセンターの管理運営に関する基本協定書第 5 条で費用の負担について定め、また、おぶせガイドセンターの管理運営に関する年度協定書第 4 条で、委託料については乙の自主事業により賄うとしている。

この協定は、委託料として甲の支出が必要とされない協定であり、施設の使用料を徴収しないことが財務会計上の行為として不当あるいは町に損害を与えるとは言えず、住民監査請求には理由がないと認める。

#### (5) 判断

以上のとおり、ガイドセンターの指定管理手続きについては住民監査請求の対象となる行為でないため却下し、改修工事関係、建物登記関係、無償使用関係については地方自治法、不動産登記法、町条例、規則及び関係要綱等に則り適法に執行されていることから、本件住民監査請求には理由がないものと判断する。

### 3. 意見・要望

本件住民監査請求について監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員として今回の監査を通じ、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、町長に対し次のとおり意見を提出する。

ガイドセンターの指定管理者として株式会社ア・ラ・小布施と管理運営に関する協定を結び、小布施町の観光案内、視察研修の受入れ、農産物等特産品の展示及びあっせんなどを通じ、町の産業振興を図ることを目的に自主事業に取り組んでいる。

ガイドセンターの運営について請求人はいろいろと指摘しているが、困惑するのは小布施町にお越しいただいた皆さんであり、それがやがては小布施町や町民全体の不利益につながるものと懸念される。

町においては、指定管理者制度導入後も、引き続き公の施設の設置者の立場にあることを踏まえ、適切な指導・助言を行い、適正な管理に十分な配慮をされたい。

平成24年3月5日

小布施町監査委員 大島 孝司